平成２８年（フ）第１９７号
東京都西東京市住吉町３丁目14番16号第一すみれ荘212号
債務者　樋口　正枝
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２０号
東京都国分寺市本多５丁目13番11号マーベラス国分寺本多203
債務者　石野　佑典
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２９号
東京都町田市本町田57番地１公社住宅イ936
債務者　深谷つぐみ
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２２９号
横浜市戸塚区鳥が丘85番地25
債務者　森口　　元
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８６号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢547番地１
債務者　早田　法人
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８７号
神奈川県綾瀬市大上３丁目１番43―503号
債務者　金子　徳仁
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５８８５号
東京都東村山市萩山町５丁目２―10―302
破産者　小川　俊敬
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１８３号
東京都世田谷区太子堂１丁目４―30―701
破産者　大森　美弥
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２３６号
神奈川県川崎市高津区下作延７丁目５－６－105
破産者　長澤　大輝
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２５７号
千葉県野田市日の出町30―12、開始決定時の住所東京都練馬区大泉学園町７丁目19―17フルハウス102　小原方
破産者　松島　幸治
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３６６号
東京都足立区東保木間１丁目24番24号
破産者　株式会社カーベスト
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３６７号
神奈川県川崎市多摩区中野島５丁目２―11―1309
破産者　鈴木　　聡
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４４７号
東京都江東区北砂７丁目７－１―1206
破産者　二村　雄一
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５２３号
東京都小平市上水南町３丁目３―25
破産者　鈴木　　博
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５５２号
神奈川県川崎市宮前区初山２丁目19―23
破産者　瀧澤　雅彦
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５５３号
東京都中央区月島３丁目32―１―708
破産者　北岡　千明
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６２２号
東京都葛飾区東堀切２丁目10―４―504、開始決定時の住所東京都葛飾区堀切８丁目６―24―302
破産者　三浦　奈美
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６２９号
東京都江戸川区南葛西５丁目17―４―313
破産者　井深　　朗
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６４２号
東京都荒川区西日暮里１丁目61―２―302
破産者　吉田はつ子こと　吉田　ハツ
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６５０号
東京都千代田区神田須田町２丁目19番地11
破産者　株式会社丸孝羅紗店
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部